

議案第 5 3 号

天理市火葬場条例の一部改正について

天理市火葬場条例の一部を次のように改正しようとする。

平成17年12月 8 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市火葬場条例の一部を改正する条例

天理市火葬場条例（昭和62年 3 月天理市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を第11条とし、第 6 条を削り、第 5 条を第10条とし、第 4 条を第 9 条とする。

第 3 条中「天理市火葬場（以下「火葬場」という。）」を「火葬場」に改め、同条を第 8 条とし、第 2 条の次に次の 5 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 3 条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定により、天理市火葬場（以下「火葬場」という。）の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（指定管理者の指定の手續）

第 4 条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、火葬場の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

（指定管理者の指定等の公告）

第 5 条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（使用時間及び休場日）

第 6 条 火葬場の使用時間及び休場日は、規則で定める。

(業務の範囲)

第7条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 火葬に関すること。
  - (2) 火葬場の維持管理(大規模な改修に係るものを除く。)に関すること。
  - (3) その他火葬場の管理に関し市長が必要と認める業務
- 別表中「第4条関係」を「第9条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の第4条及び第5条の規定による指定管理者の指定の  
手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。